



山形県公報

令和6年7月12日(金)
第519号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……787
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) ……788
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………789

### 公 告

- 令和6年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……790
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(建設企画課) ……同
- 同……………(会計局) ……791
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……792
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育局) ……同
- 令和7年度山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の入学者募集……………(教育委員会) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……794

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営戸沢塩水坂地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業(低炭素農業水利システム構築型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営戸沢塩水坂地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業(低炭素農業水利システム構築型))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鮭川村役場及び戸沢村役場
- 縦覧に供する期間  
令和6年7月17日から同年8月15日まで
- その他  
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第525号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 指定した道路の部分の区間 酒田市中町一丁目14番20から  
同 本町二丁目1番1まで（上り線に限る。）  
酒田市本町三丁目1番3から  
同 中町二丁目128番まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和6年7月12日

#### 山形県告示第526号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 指定した道路の部分の区間 酒田市本町一丁目35番1から  
同 二丁目1番1まで（上り線に限る。）  
酒田市中町一丁目14番20から  
同 二番町10番17まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和6年7月12日

#### 山形県告示第527号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田港線
- 3 指定した道路の部分の区間 酒田市本町三丁目1番3から  
同 2番1まで（上り線に限る。）  
酒田市中町二丁目31番3から  
同 128番まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和6年7月12日

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 広 樹

#### 山形県教育委員会規則第11号

#### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|      |          |     |      |    |     |  |      |
|------|----------|-----|------|----|-----|--|------|
| 同    | 米沢工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 40 | 総 合 |  | 夜 40 |
|      |          |     | 生産デザ | 40 |     |  |      |
|      |          |     | イン   |    |     |  |      |
|      |          |     | 電気情報 | 40 |     |  |      |
|      |          |     | 建 築  | 40 |     |  |      |
| 環境工学 | 40       |     |      |    |     |  |      |
| 同    | 米沢商業高等学校 | 商 業 | 商 業  | 80 |     |  |      |

を

|      |          |     |      |    |     |  |      |
|------|----------|-----|------|----|-----|--|------|
| 同    | 米沢鶴城高等学校 | 工 業 | 機械加工 | 40 | 総 合 |  | 夜 40 |
|      |          |     | 機械制御 | 40 |     |  |      |
|      |          |     | 電気情報 | 40 |     |  |      |
|      |          |     | 建 築  | 40 |     |  |      |
|      |          |     | 環境工学 | 40 |     |  |      |
|      |          | 商 業 | 総合ビジ | 40 |     |  |      |
|      |          | ネス  |      |    |     |  |      |
| 会計情報 | 40       |     |      |    |     |  |      |

に、

|   |          |     |      |    |     |     |     |   |   |
|---|----------|-----|------|----|-----|-----|-----|---|---|
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 40 | 工 業 | 工業技 | 募集停 |   |   |
|   |          |     | 電気電子 | 40 |     |     |     | 術 | 止 |
|   |          |     | 情報通信 | 40 |     |     |     |   |   |
|   |          |     | 建 築  | 40 |     |     |     |   |   |
|   |          |     | 環境化学 | 40 |     |     |     |   |   |

を

|   |          |     |      |    |  |  |  |
|---|----------|-----|------|----|--|--|--|
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 電気電子 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 情報通信 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 建 築  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 環境化学 | 40 |  |  |  |

に改める。

別表第2中

|   |          |         |        |      |
|---|----------|---------|--------|------|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 生 産 情 報 | 1年又は2年 | 募集停止 |
|   |          | クリエイティブ | 2年     |      |
|   |          | エンジニア   |        |      |
|   |          |         |        | 10   |

を

|   |          |                  |    |    |
|---|----------|------------------|----|----|
| 同 | 米沢鶴城高等学校 | クリエイティブ<br>エンジニア | 2年 | 10 |
|---|----------|------------------|----|----|

に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

令和6年9月13日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を令和6年8月5日（月）から同月16日（金）までの間に産業労働部雇用・産業人材育成課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月5日（月）から同月16日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673

3 落札者を決定した日 令和6年6月18日

4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号

5 落札金額 144,210,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和6年5月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級（スイングオーガ装置付き） 1台
- (2) ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 2台
- (3) 除雪グレーダ3.1メートル級 1台
- (4) 除雪グレーダ3.7メートル級 1台
- (5) 除雪グレーダ3.7メートル級（片Vプラウ付き） 1台
- (6) 除雪グレーダ3.7メートル級（シャッターブレード付き） 1台
- (7) 除雪ドーザ8トン級 1台
- (8) 除雪ドーザ11トン級 1台
- (9) 凍結防止剤散布車 2台
- (10) 小形除雪車1.0メートル級 1台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

3 落札者を決定した日 令和6年5月16日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(10)までそれぞれについて次のとおり。

- (1) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地1
- (2) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (3) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (4) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (5) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (6) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (7) 日本キャタピラー合同会社山形営業所 天童市石鳥居二丁目1番91号
- (8) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (9) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- (10) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地1

5 落札金額

1の(1)から(10)までそれぞれについて次のとおり。

- (1) 59,950,000円
- (2) 113,696,000円
- (3) 30,250,000円
- (4) 34,320,000円
- (5) 39,600,000円
- (6) 35,860,000円
- (7) 16,280,000円
- (8) 20,240,000円
- (9) 45,760,000円
- (10) 14,630,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和6年4月19日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課企画指導・DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年6月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 165,983,180円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県立高校校内無線LAN拡張整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2792
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 5 落札金額 49,478,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年5月10日

令和7年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

令和6年7月12日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科         | 入学定員 |
|--------------|--------------|------|
| 山形県立米沢鶴城高等学校 | クリエイティブエンジニア | 10   |

（注）入学志願に係る詳細については、別記「令和7年度山形県立米沢鶴城高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和7年度山形県立米沢鶴城高等学校専攻科入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

次の各号をすべて満たす者とする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を令和7年3月卒業見込みの者

- (2) 在籍高等学校長の推薦を受けている者
- (3) 合格した場合は、入学することを確約できる者

## 2 募集区域

県下一円

## 3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 7名

## 4 出願期間

令和6年9月2日（月）から同月13日（金）正午まで

## 5 提出書類

### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

### (2) 推薦書

学校所定のもの

### (3) エントリーシート

学校所定のもの

### (4) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

### (5) 調査書

進学用の所定の様式のもの

## 6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び面接の結果を資料とし選抜する。

### (1) 面接は、令和6年10月5日（土）に山形県立米沢工業高等学校で実施する。

### (2) 合格発表は、令和6年10月9日（水）午後3時（予定）に行う。

## 7 その他

細部については、山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の募集要項によることとし、山形県立米沢工業高等学校専攻科に問い合わせること。

## 第2 一般入学者選抜

### 1 志願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和7年3月卒業見込みの者

#### (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### 2 募集区域

県下一円

### 3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 3名（ただし、推薦入学者選抜の結果により、募集人員を増やすことがある）

### 4 出願期間

令和7年1月8日（水）から同月16日（木）正午まで

### 5 提出書類

#### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

#### (2) エントリーシート

学校所定のもの

#### (3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

#### (4) 調査書

進学用の所定の様式のもの



6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び小論文、面接の結果を資料とし選抜する。

- (1) 面接及び小論文は、令和7年1月25日（土）に山形県立米沢工業高等学校で実施する。
- (2) 合格発表は、令和7年1月29日（水）午後3時（予定）に行う。

7 その他

細部については、山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の募集要項によることとし、山形県立米沢工業高等学校専攻科に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月12日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関16箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関                       | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |       |
|-----------------------------------|-----------|-------------|-------|
| 東 京 事 務 所                         | 令和6年5月17日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 名 古 屋 事 務 所                       | 令和6年6月11日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 大 阪 事 務 所                         | 令和6年6月12日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所               | 令和6年6月14日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| こ ころ の 医 療 セ ン タ ー                | 令和6年6月14日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 最 上 電 気 水 道 事 務 所                 | 令和6年6月14日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所                 | 令和6年6月14日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー 養 豚 研 究 所     | 令和6年6月17日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 港 湾 事 務 所                         | 令和6年6月17日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー 水 田 農 業 研 究 所 | 令和6年6月17日 | 高橋委員        | 海老名委員 |



|                   |           |      |       |
|-------------------|-----------|------|-------|
| 酒 田 電 気 水 道 事 務 所 | 令和6年6月17日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農 林 大 学 校         | 令和6年6月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農業総合研究センター畜産研究所   | 令和6年6月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農業総合研究センター園芸農業研究所 | 令和6年6月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村 山 電 気 水 道 事 務 所 | 令和6年6月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 河 北 病 院           | 令和6年6月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 村山電気水道事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

令和5年度 朝日川水系発電所 道路除雪等業務委託（その1）

検査日 令和5年5月31日

請求書受理日 令和5年8月31日

支払日 令和5年9月20日

支出額 1,334,300円

ロ 河北病院

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

a 納入の通知が納入の通知をすべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 3件 合計 1,062,821円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（売店・自動販売機貸付料）

調定日 令和5年4月1日

納入通知をすべき日 令和5年4月1日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 417,228円

b 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 8件 合計 285,826円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（売店・自動販売機に係る光熱水費等）

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 80,083円

c 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 9件 合計  
24,810円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（洗濯設備に係る光熱水費等）

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 5,347円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（名古屋事務所）

(ロ) 報酬、給与、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（こころの医療センター）

ロ 契約

(イ) 契約書を作成する必要があるにもかかわらず契約締結時に作成していないもの（港湾事務所）

(ロ) 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続きが行われていないもの（酒田電気水道事務所）

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤      | 正      |
|-------------|-----------|-----|----|--------|--------|
| 令和 6. 2. 13 | 第478号     | 118 | 32 | 467番 1 | 468番 5 |